

会員各位

講演会・研修会受講者 各位

一般社団法人町田市薬剤師会

会 長 関根克敏

学術担当 副会長 大谷芳彦

日本薬剤師研修センター受講シールの 取扱いについて

日頃は、当会の事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、研修会受講シール転売等の不正行為防止について、厚生労働省より公益財団法人日本薬剤師研修センターに受講シールの取扱いに関して対策を講ずるよう指示がなされました。その後、引き続き具体的な対応策について電子化の検討をされているところですが、それまでの措置として、令和元年7月1日以降に実施する研修会等から以下の5項目を研修会等終了後に日本薬剤師研修センターへ報告するよう求められております。

- ① 研修会受付番号
- ② 受講シール番号
- ③ 単位数
- ④ 受講氏名
- ⑤ 薬剤師免許番号

これを受け、当会では6月より講演会・研修会等へご参加の方へ薬剤師を証明する物のご提示を求めておりましたが、更に7月より**薬剤師免許番号の提示及び芳名帳へのご記入**をお願いすることとなりました。

講演会・研修会を受講される際、薬剤師を証明できる物を下記に記しましたのでご確認、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

※ なお、受講シールを不要な方は証明する物は必要ありません。

—記—

- 日本薬剤師会会員証
- 認定薬剤師証
- 町田市薬剤師会発行の災害活動薬剤師認定証
- 薬剤師免許の写し（コピー、画像等）
- 各地区薬剤師会会員証で免許番号が記載されている物

以上